

あいさつ

師走の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また日頃より土地改良区の事業に対しまして、ご理解とご協力を賜りまして深く感謝申し上げます。

さて、今年の梅雨明け後は記録的な真夏日、猛暑日が続き降雨もない状況となり、筑後川の水位が下がり取水量も通常の7～8割程度となりました。そのため、五堰水利調整委員会で協議を行い、8月20日に五堰で筑後川河川事務所とダム統合管理事務所へ大山ダムの不特定用水放流の要請を行いました。8月23日から9月5日まで大山ダムの放流が行われ、少なからず用水の確保ができたと思います。

また、今年も全国で災害が発生しましたが、幸いにも当地では大きな災害もなく、期間を通して通水が行われ10月8日に無事に落水式を迎えることが出来ました。地元の皆様には堀川の環境保全にご協力いただきありがとうございます。

さて、来年は三連水車の更新を行います。そして来年に向けた活動として、五堰水利調整委員会において筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、福岡県庁、九州地方整備局、九州農政局へ令和7年度の政策提案を行ってきました。また、今後に向けた課題として国の施策である女性役員の登用が土地改良区にも求められています。

次期役員改選に向けどのように対応していくか理事会、総代会に諮り進めてまいります。

もう一つ、水資源機構のダム群連携事業により筑後川の水量が多い時に佐田川へ送水し、寺内ダム、江川ダムを活用する計画があり、ほぼ現地調査が終わり山田堰上流に給水口を設けることで進んでいます。今後長期的な対応が必要なため、朝倉地域コミュニティ協議会を中心に関係地区と一緒に協議を進めることとなります。

来年も山田堰土地改良区への皆様のご協力よろしくお願いいたします。

理事長 森部 茂美

令和6年度 臨時総代会開催

令和6年9月27日臨時総代会を朝倉地域生涯学習センターで総代49名中43名（書面議決書13名）が出席し開催しました。総代会では、「令和5年度事業報告の承認について」の案件を含む全2議案が承認・議決されました。

ここでは、令和5年度事業の概要を報告致します。

令和5年度一般会計収支決算書

（単位：円）

[収入の部]		[支出の部]	
土地改良事業収入	17,296,090	土地改良事業費支出	5,896,653
附帯事業収入	296,565	附帯事業費支出	419,904
特定資産運用収入	706	一般管理費支出	15,219,172
補助金等収入	2,790,000	借入金返済支出	0
交付金収入	0	支払利息	0
寄付金収入	670,310	固定資産取得支出	0
雑収入	88,391	特定資産積立支出	407,776
借入金収入	0	雑支出	0
特定資産取崩収入	665,000	繰越金	5,492,386
繰越金	5,628,829	予備費	0
収入合計	27,435,891	支出合計	27,435,891
		次年度繰越金	5,492,386

小学4年生「水源林体験学習」

9月25日(水)大福小28名・朝倉東小27名の4年生児童と先生4名、観光ボランティアの会7名、改良区6名、総勢72名で筑後川源流の小国町で水源林体験学習を行いました。小国町森林組合で水源林の果たす役割と課題等について指導を受け、その後水源地の水質検査を行い、水のきれいさやおいしさを確認しました。当日は天気も良く、木の伐採見学もでき、児童は木が倒れる瞬間を見て感動していました。



(株)森光商店より三連水車保存会へ募金贈呈

朝倉市の歴史的農業遺産を存続させるため、朝倉市の関係団体で「あさくら三連水車保存会」が設立され、次世代に引継ぐ仕組みを構築するとともに地域活性化に向けた取り組みを行っています。

11月6日募金贈呈式を行い、鳥栖市の米穀会社(株)森光商店の平取締役部長より「三連水車保存会」会長の本園拓也氏へ募金が贈呈されました。(株)森光商店は平成28年から9年間に渡り募金を続けられており、大変感謝しております。水車群維持管理のため、大切に役立たせていただきます。



山田堰受益面積の変更届について

災害復旧に係る桂川・妙見川の河川拡幅工事および両筑橋架け替え工事等に伴い、山田堰土地改良区の受益面積が変更になる組合員の方は、「地区除外申請書」の提出が必要となります。該当される組合員の方でまだ手続きをされていない方は**印鑑と面積変更のわかる書類(県土整備からの送付書類)**を持参の上、土地改良区事務所までお越しいただきますようお願い致します。

賦課金納付にご理解を

当土地改良区は組合員皆様からの賦課金で運営されています。土地改良区の賦課金は公租公課にあたり、国税徴収法の例により強制徴収権を伴い徴収されるもので、組合員には納入義務があります。

後期分については、**12月9日**、例年通りJ A口座より決済させていただきました。

決済されていない方は、現金で12月28日までにお支払い下さいますようお願い致します。

農地移動の届出は忘れずに・・・次の場合は届出を!

農地の売買や貸借は届出を!

農業委員会・法務局とは別に土地改良区へ届出が必要です。

*** 売買 * 贈与 * 貸借**

農地の転用は届出を!

農地転用の場合には土地改良区へ届出が必要です。

県道や河川拡幅等の公共工事による面積変更も届出が必要です。

組合員の変更は届出を!

* 組合員が死亡の時及び組合員名義を変更する場合

* 農業者年金受給等により経営移譲する場合

* 住所変更の場合

* ご不明な点は下記へご連絡ください *



水土里ネット山田堰

水土里ネット山田堰(山田堰土地改良区)

〒838-1306 朝倉市山田161 電話・FAX : 0946-52-0531